

児童虐待対策プロジェクト報告書について

港北区で起きた虐待死事例と戸塚区の虐待による傷害事例をうけ、昨年9月発足以降、「児童虐待対策プロジェクト」では、関係機関へのヒアリングや外部有識者等によるご意見を踏まえながら、庁内での対策を協議してまいりました。このたび報告書をまとめましたので、報告します。

今後は、この報告書にそって対策を進めてまいります。また、引き続き、社会情勢の変化に合わせた対応や検討を行ってまいります。

1 児童虐待対策への5つの視点

子どもの命と尊厳を守るために、①虐待に迅速・適切に対応、②虐待の再発防止、③虐待への移行をくい止める、④虐待の発生を予防、⑤虐待に組織的に対応という5つの視点で対策を検討しました。

2 3つの子育て層と必要な支援

子育ての状態を、①健全育成層、②育児不安層・ハイリスク層、③虐待層の3つの層に分類したうえで、安心して健全な子育てができるように、各層への必要な支援を行う必要があることを共通認識とし、議論をすすめました。

3 8つの対策

(1) 支援策の充実

区や保育所等の支援策を充実することで、子どもの安全を守ります。

(2) 体制の整備と強化

支援の中心を担う区、児童相談所、学校をはじめ、施策を推進するための体制を強化します。

(3) 組織的対応の強化

マニュアルの改訂や区と児童相談所の役割の明確化など、組織的な対応についてルールの設定や明確化を行います。

(4) 人材育成

区や児童相談所の専門性強化に加え、関係機関への研修を見直し、充実します。

(5) 関係機関相互の連携強化

情報共有のための連携会議の整備や虐待等の程度を表す「共有ランク」の作成等、関係機関相互の連携を強化します。

(6) 社会的養護の推進

児童養護施設の整備等により、社会的に児童を支える体制を強化します。

(7) 広報啓発の強化

市営バスや駅等での啓発等、より市民の目にふれるような啓発を行います。

(8) 地域子育て支援事業の推進

育児不安軽減のために、地域子育て支援拠点の整備等を行います。

資料については <http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/katei/gbpj.html> を参照ください。

4 別添資料

(1) 児童虐待対策プロジェクト報告書の骨子について

(2) 児童虐待対策プロジェクト報告書

お問い合わせ先

こども青少年局こども家庭課長 阿部 隆康 Tel 045-671-2364